平成２５年（フ）第５１４８号
大阪府箕面市牧落５丁目８番１―401号
債務者　杉町　一哉
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０７号
大阪府豊中市服部西町２丁目14番12号
債務者　村上　清子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１１号
大阪市鶴見区放出東３丁目34番７―1705号
債務者　丸山　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１３号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―417号
債務者　迫田　哲司
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１８号
大阪市西淀川区歌島３丁目６番３―602号
債務者　高須賀美佐
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９号
兵庫県豊岡市正法寺498番地の55　正法寺ハイツ１号室、前住所兵庫県豊岡市元町11番22号
債務者　鎌田　　晃
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目14番11号
債務者　原田　聖子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第６７２号
神戸市灘区五毛通１丁目３番11号
債務者　北畠　直子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９６号
神戸市兵庫区本町１丁目３番24―402号
債務者　赤帽夢野（堅田）運送こと　堅田　憲一
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
福島市北原３番地の44
債務者　坂下　和雄
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県丹波市柏原町柏原2062番地10
債務者　古本　直久
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
青森市桜川６丁目８番14号　ティストニーⅡ102号
債務者　葛西　祥子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
和歌山県海南市重根357番地　コーポ海南東Ａ―７
債務者　小浦　　操
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７５号
和歌山市和歌浦東３丁目３番２号
債務者　元山　茂樹
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
長野県佐久市茂田井3179番地５
債務者　脊黒　崇志
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５００５号
大阪府八尾市大竹１丁目38番地、住民票上の住所大阪府八尾市大字大窪496番地の１
債務者　近野　留美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１５号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番28号　トラストアビコ204号
債務者　藤浪　一美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部